

大隅地域感染症情報 2018

第48週報（11月26日～12月2日）
大隅地域振興局保健福祉環境部

○定点医療機関からの定点当たり報告数

- ・鹿屋保健所管内のインフルエンザが増加傾向です。
- ・鹿屋保健所管内の感染性胃腸炎が先週と比較して大きく増加しています。
- ・志布志保健所管内の水痘が、引き続き高いレベルで推移しています。

疾病	警報レベル 開始/終息 基準値	注意報 基準値	鹿屋保健所管内推移				志布志保健所管内推移				大隅全体	県全体
			45週	46週	47週	48週	45週	46週	47週	48週	48週	47週
インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	0.00	0.13	0.38	1.13	0.00	0.00	0.40	0.20	0.77	1.18
RSウイルス感染症	-	-	1.40	0.20	0.00	0.00	0.33	0.67	1.00	0.00	0.00	0.13
咽頭結膜熱	3.00/1.00	-	1.40	1.20	1.20	1.20	1.33	0.00	0.00	0.33	0.88	1.30
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	-	1.00	2.60	1.20	0.60	0.00	0.33	0.33	0.33	0.50	2.72
感染性胃腸炎	20.00/12.00	-	8.20	12.60	10.00	14.40	3.33	5.33	5.00	7.67	11.88	6.89
水痘	2.00/1.00	1.00	0.60	0.60	0.60	0.60	1.33	1.33	2.00	1.67	1.00	0.69
手足口病	5.00/2.00	-	0.20	0.20	0.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.33	0.13	0.11
伝染性紅斑	2.00/1.00	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07
突発性発疹	-	-	1.00	0.60	1.00	1.20	0.67	0.00	0.00	0.00	0.75	0.59
ヘルパンギーナ	6.00/2.00	-	0.00	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.67	0.38	0.17
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	0.60	0.20	0.00	0.40	0.33	0.00	0.00	0.67	0.50	0.07
急性出血性結膜熱	1.00/0.1	-	0.00	0.00	0.00	0.00						-
流行性角結膜炎	8.00/4.00	-	4.00	3.00	1.00	2.00						1
基幹定点疾患			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

■ 警報基準値以上 ■ 注意報基準値以上

○感染性胃腸炎について

【 警報開始基準値 20.0, 警報終息基準値 12.0 】

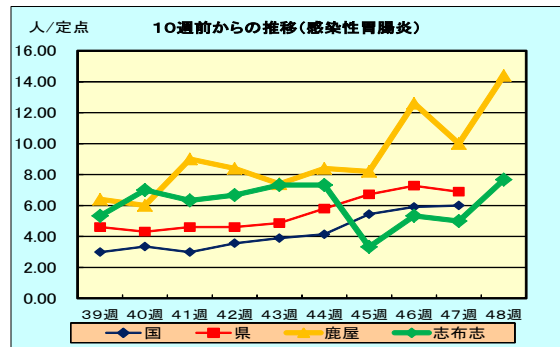
(感染性胃腸炎一図1) ※第48週は鹿屋・志布志のみ掲載

感染性胃腸炎の発生状況は、

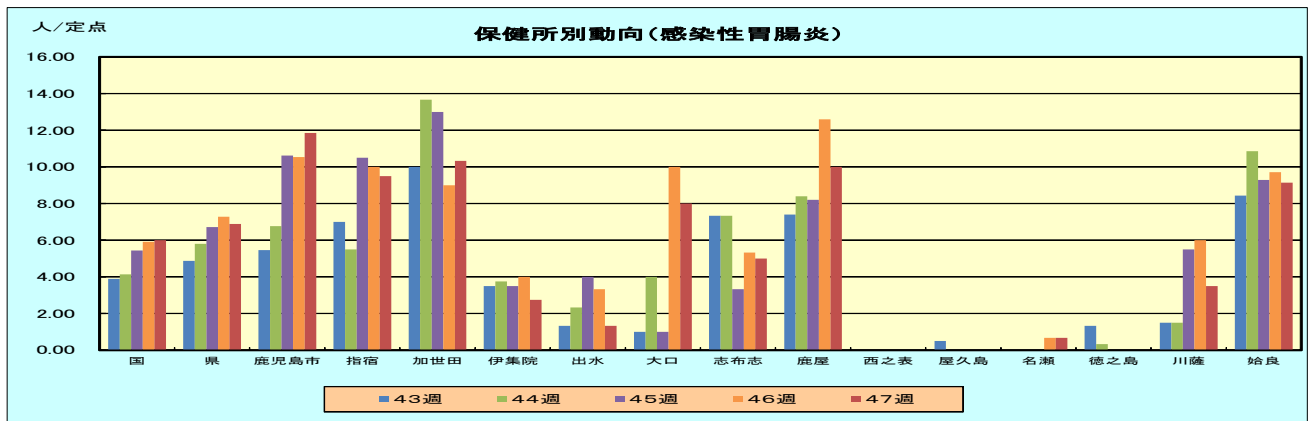
鹿屋保健所管内からは72名（定点当たり報告14.40）の報告がありました。

志布志保健所管内からは23名（定点当たり報告数7.67）の報告がありました。

年齢別では、1歳が最多でした。



(感染性胃腸炎一図2) 県内保健所別感染性胃腸炎報告



○インフルエンザについて

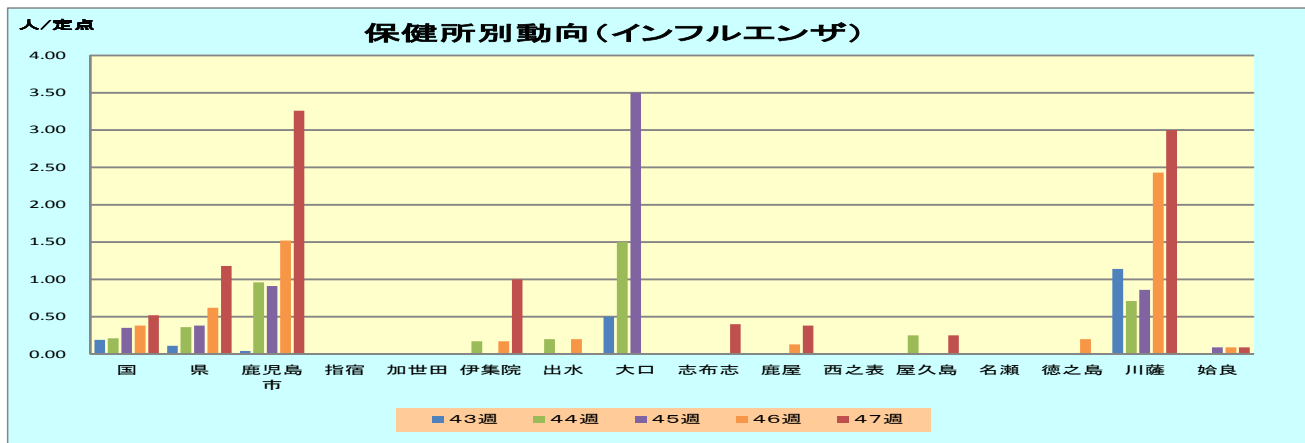
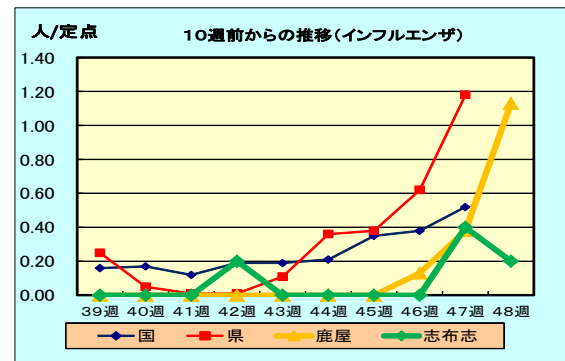
インフルエンザの発生状況は、
鹿屋保健所管内からは9名（定点当たり報告 1.13）
の報告がありました。

志布志保健所管内からは1名（定点当たり報告 0.20）
の報告がありました。

年齢別では、10～14歳が最多でした。

（インフルエンザ一図2）県内保健所別インフルエンザ報告

（インフルエンザ一図1）※第48週は鹿屋・志布志のみ掲載



インフルエンザを予防しましょう

インフルエンザの報告が少しずつ増えてきています。

インフルエンザは、会社や学校、家庭などのさまざまな場所で、いろいろな人に、たちまち感染が広がります。特に、子どもや高齢者、持病がある人などは重症になることもあります。

流行に備えて早めの対策をとりましょう。

【インフルエンザを予防するには】

- ・流行前に予防接種を受けましょう
- ・十分な栄養と睡眠をとりましょう
- ・外出後には手洗い・うがいをする習慣をつけましょう
- ・室内は乾燥させないようにしましょう（湿度50～60%位が適切です）

【インフルエンザにかかったら】

- ・早めに医療機関を受診し、治療を受けましょう
受診の際は、周りの人にうつさないようマスクをつけることが大切です
- ・安静にして、しっかり休養をとりましょう

※学校保健安全法における出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで

